

經理規程細則

令和7年4月 1 日

社会福祉法人 可愛会

目次

1. 総則
2. 経理規程第7条に定める共通収入支出の配分に関する細則
3. 経理規程第48条に定める固定資産の取得価額及び評価に関する細則
4. 経理規程第51条に定める固定資産の改良と修繕〔資本的支出〕に関する細則
5. 経理規程第55条に定める減価償却に関する細則
6. 経理規程第56条に定める退職給付引当金に関する細則
7. 経理規程第57条に定める賞与引当金に関する細則
8. 経理規程第58条に定める徴収不能引当金に関する細則
9. 経理規程に定める重要性に関する細則

1. 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人可愛会経理規程(以下「経理規程」という。)を実施するために必要な事項について定めるものとする。

2. 「経理規程第7条に定める共通収入支出の配分に関する細則」

(配分基準)

第1条 経理規程第7条第1項及び第2項に定める「合理的な基準に基づいて配分する」基準は、次の通りとする。

(1)拠点区分亀山苑のサービス区分毎の共通経費の配分については、前年度収入割合による比率により配分する。

(2)今村クリニックとグリーンライフ川内の土地、建物を使用している事業所の共通経費の配分は、これまでの使用者数及び使用床面積等により算定した額を踏まえ理事長が別に定める。

(配分の支払い)

第2条 前条(2)の配分額の支払いは、上半期分を5月末までに、下半期分を10月末までに支払う。

(配賦基準方法)

第3条 一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。

3. 「経理規程第48条に定める固定資産の取得価額及び評価に関する細則」

(付随費用)

第1条 経理規程第48条第1項(1)(2)に定める直接付随費用とは、当該固定資産を取得し、事業の用に供するために要した費用で次に掲げるものをいう。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 仲介手数料 | (7) 整地費 |
| (2) 登記料 | (8) 補償料 |
| (3) 取得に関する諸公課 | (9) 立退料 |
| (4) 設計料 | (10) 運搬費 |
| (5) 管理料 | (11) 据付費 |
| (6) 測量費 | (12) その他の諸経費 |

ただし、次に掲げるものは付随経費から除外する。

- (1) 不動産取得税、自動車取得税
- (2) 登録免許税その他登記登録に関する費用
- (3) 取得に当たって事前に要した調査費、旅費等
- (4) 契約解除による違約金
- (5) 建物完成に伴う落成式等の経費

4. 「経理規程第51条に定める固定資産の改良と修繕〔資本的支出〕に関する細則

(資本的支出と修繕費の区別)

第1条 経理規程第51条第1項に定める固定資産の性能の向上、改良又は耐用年数を延長するために要した支出で固定資産の価額に加算するものを資本的支出とする。

第2条 固定資産に関する支出が、前条の資本的支出と経理規程第51条第2項に定める修繕費のいずれに該当するかの判定にあたっては、継続的に利用することを条件として、別表1の「資本的支出と修繕費の区分判定表」を利用して行うことができるものとする。

ただし、前条に定める原則に照らし、当該判定表によることが明らかに不合理と認められる場合には、個々の支出内容を吟味して判定するものとする。

5. 「経理規程第55条に定める減価償却に関する細則」

(期中に増加又は減少した資産の償却費)

第1条 期中において資産を取得し、又は譲渡、売却若しくは除却した場合において当該資産の経理規定第55条第1項及び第3項に定める減価償却の計算は、当該資産の当期における使用月数に応じて行うものとする。

(中古資産の耐用年数)

第2条 中古資産を取得した場合における経理規程第55条第4項に定める耐用年数は、次のいずれかとする。

- (1) 当該資産を当該事業の用に供した以後の使用可能期間の年数
- (2) 次の簡便法より計算した残存耐用年数

ただし、当該中古資産を事業の用に供するために支出した資本的支出の額が中古資産の取得価額の50%を超える場合には、簡便法により計算した年数によることはできない。

- ① 法定耐用年数の全部を経過したもの

法定耐用年数×20%＝残存耐用年数

- ② 法定耐用年数の一部を経過したもの

法定耐用年数－経過年数＋(経過年数×20%)＝残存耐用年数

上記①又は②の算式により計算した年数に1年未満の端数がある時はこれを1年とし、当該年数が2年未満であるときは2年とする。

(計上時期)

会計年度末において、当該会計期間に負担すべき減価償却費(第1条含)を計上する。

6. 「経理規程第56条に定める退職給付引当金に関する細則」

(計上方法)

第1条 経理規程第56条に定める退職給付引当金は、当該会計年度末までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する方法は次の通りとする。

- (1) 拠点区分亀山苑は、加入している、鹿児島県社会福祉協議会退職共済事業、独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度(平成29年4月以降入職者非該当)の会計処理に基づいて行う。

- (2) 前項以外の拠点区分は、職員の退職給付に備えるために、当期末における自己都合要支給額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上する。

7.「経理規程第57条に定める賞与引当金に関する規定」

(計上時期)

第1条 経理規程第57条に定める賞与引当金は、会計年度末において、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上する。

(戻入の時期と金額)

第2条 前条に定める賞与引当金は、前会計年度末に賞与引当金の設定対象となっている賞与の支給があった場合には、当該賞与支給時に当該賞与引当金を当該賞与支給額及び職員賞与に充当するものとする。

8. 「経理規程第58条に定める徴収不能引当金に関する細則

(計上時期)

第1条 経理規程第58条に定める徴収不能引当金は、毎会計年度末に当該会計期間の末日における金銭債権に係る徴収不能引当金を計上するものとする。

(計上額)

第2条 前条に定める徴収不能引当金は、会計年度末の金銭債権を個別に評価する債権(以下「個別評価債権」という。)として計算するものとする。

2. 前項に定める個別評価債権は、次の(1)の債権とし、その債権に対する徴収不能引当金は、次の(2)により算定するものとする。

(1)徴収不能の可能性が極めて高い債権

徴収不能の可能性が極めて高い債権とは、破産、経営破綻(以下「破産等」という。)又は実質的に破産等に陥っている債務者に対する債権をいう。破産等の状態に陥っている債務者とは、法的、形式的な破産等の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、和議等の事由が生じている債務者をいう。実質的に破産等に陥っている債務者とは、法的、形式的に破産等の事実は発生していないが、深刻な状態にあると認められる債務者をいうものとする。

(2)徴収不能見込額の算定

個別評価債権の金額から回収が確実に見込まれる額を控除して算定するものとする。

9. 「経理規程に定める重要性に関する細則」

(重要性の基準)

第1条 経理規程第42条第4項、第56条、第57条、第56条第1項、第58条第1項における重要性の判断は、財務諸表等の利用者が、財務諸表等に記載されたこれらの事項の情報に基づいて判断する場合において、誤りの無い判断ができるか否かを考慮して行う必要がある。

2. 重要性の判断は、原則として個々の事例ごとに行われるが、個々の判断における恣意性を排除するために、一定の基準を設け、明示することとする。

3. 前項の基準は、第1項の原則に基づいて設ける必要があるが、通常、次に掲げる事項を考慮して設定する。

- ・サービス活動収益に与える影響
- ・当期活動増減差額に与える影響
- ・資産の合計に与える影響

4. 重要性の判定は、一次的には、前項の基準値に基づいて行うが、最終的な判断は、第1項に定める趣旨から、次に例示する事項等を考慮した上で行うものとする。したがって、金額が基準値に満たない場合あるいは金額を持たない項目であっても、質的に重要性が有ると判断される場合があることに留意する。

- ・当該年度の財政状態又は経営成績の異常性の有無
- ・過年度の財政状態又は経営成績に与える影響
- ・臨時的又は異常な事象の発生を示す事項
- ・傾向値に影響を与える事項、増減差額をプラス(又はマイナス)からマイナス(又はプラス)に転換する事項
- ・開示項目あるいは開示内容の重要性

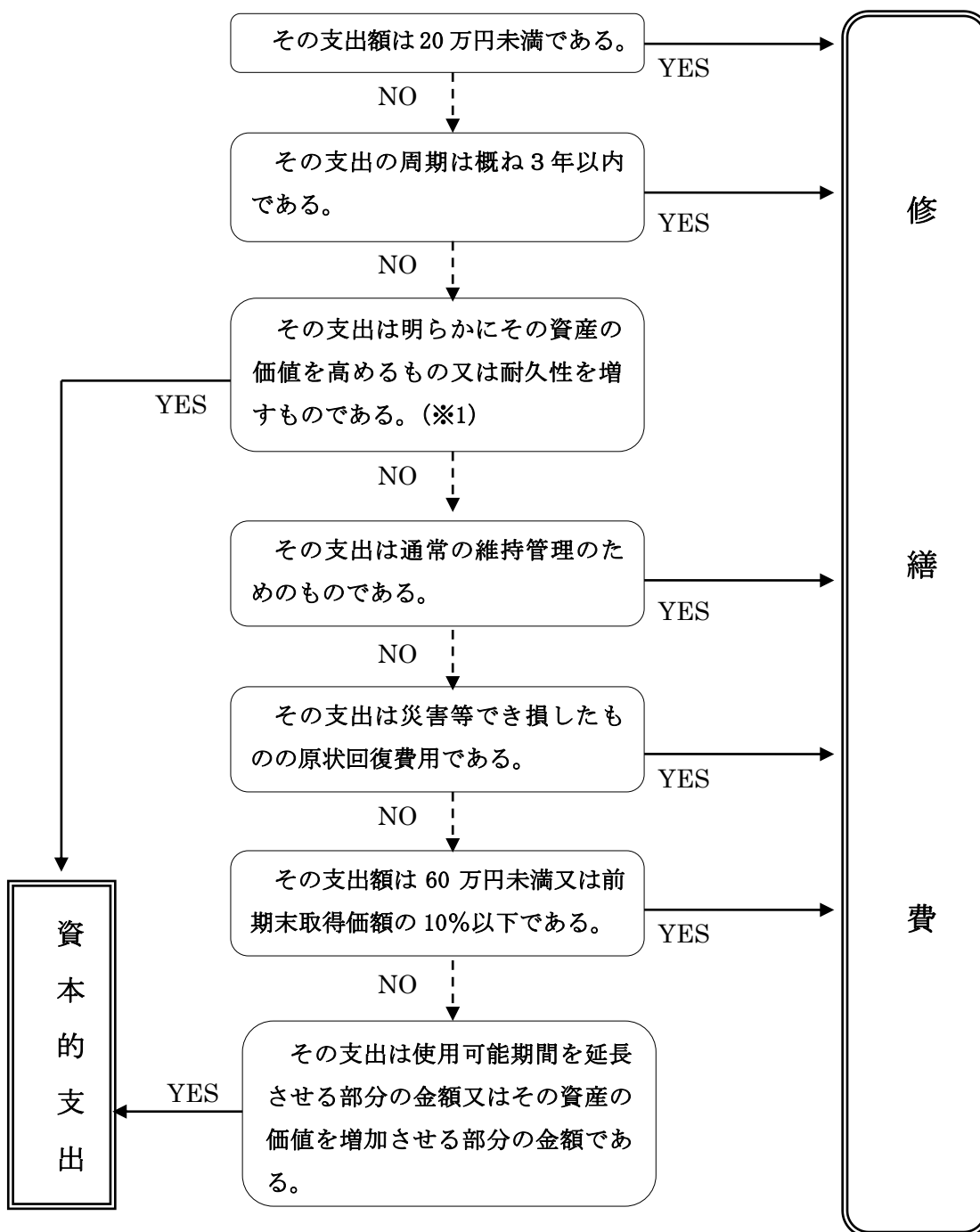
5. 第3項に定める基準値は、法人の内外の環境の変化、業務内容の変化等に応じて、適宜見直しを行わなければならない。異常である場合には、サービス活動収益計、当期活動増減差額及び資産の部合計について、単に当年度における影響のみを考慮するのではなく、過年度の数値を参考として正常な財政状態及び経営成績を算定し、それらも併せて考慮する。

附則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 平成30年3月30日改定 経理規程の改正により、2.「経理規程第7条に定める共通収入支出の配分に関する細則」に児童発達支援事業所の開設に伴う追加規程を行い、併せて拠点区分グリーンライフ川内と可愛会障害者生活支援センター、在宅介護支援センターグリーンライフ川内の規定を追加し、別表2規定を「在籍人員及び使用床面積等により理事長が別に定める。」に改正した。4.「経理規程第51条に定める固定資産の改良と修繕〔資本的支出〕に関する細則に、別表2の「資本的支出と修繕費の区分判定表」を新たに規定した。
- 3 令和7年4月1日改定 2.「経理規程第7条に定める共通収入支出の配分に関する細則」の配分要領を変更した。

別表 1

「資本的支出と修繕費の区分判定表」



※1 次に掲げる支出は、当該資産の価値を高めるもの又はその耐久性を増すもの(資本的支出)に該当する。
 ① 避難階段の取付けなど物理的に付加された部分の金額
 ② 用途変更の為の様様替え等改造改装に直接要した金額
 ③ 固定資産の部分品を品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取り替えに要すると認められる金額